

特定無線設備技術基準適合証明・工事設計認証業務規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（以下「協会」という。）が行う電波法（以下「法」という。）第38条の2の2第1項の登録を受けて行う特定無線設備の技術基準適合証明（以下「技術基準適合証明」という。）及び法第38条の24に規定する特定無線設備の工事設計についての認証（以下「工事設計認証」という。）の業務の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(登録に係る事業の区分)

第 2 条 前条の登録に係る技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「証明等」という。）を行う事業の区分は、法第38条の2の2第1項第3号に掲げる区分とする。

(業務時間)

第 3 条 証明等の業務を行う時間は、平日の午前9時30分から午後5時30分までとする。

(業務の休日)

第 4 条 証明等の業務の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月4日まで
- (4) 毎年10月の第3金曜日

(事 務 所)

第 5 条 証明等の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）は、東京都豊島区内に置く。

第2章 証明等の業務の実施方法等

(申込み)

第 6 条 第2条の証明等を受けようとする者は、その特定無線設備（以下「申込設備」という。）について、次に定める申込書類等を事務所に提出するものとする。た

だし、協会は、申込設備の提出場所として、事務所以外の場所を指定することがあるものとする。

- 2 第2条の特定無線設備の技術基準適合証明を受けようとする者は、同一の工事設計に基づく特定無線設備について、様式第1号に定める申込書に、申込設備の工事設計書（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）別表第2号に定めるものをいう。以下同じ。）並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類を添えて、申込設備とともに提出するものとする。ただし、一の技術基準適合証明の申込みに係る申込設備の数は、100台以下であること。
- 3 第2条の特定無線設備の工事設計認証を受けようとする者は、様式第2号に定める申込書に、当該申込みに係る特定無線設備の工事設計書及び確認方法書（特定無線設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る証明規則別表第4号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであって、特定無線設備の取扱いに係る工場等の全部が証明規則別表第4号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものをいう。以下同じ。）を添えて、当該申込みに係る工事設計に基づく一の特定無線設備とともに提出するものとする。
- 4 第2条の証明等を受けた者が、その特定無線設備、特定無線設備の工事設計若しくは確認方法書において、別表第6号に定める変更等を行ったときは、様式第3号に定める申込書に、当該申込みに係る変更事項の事実を記載した書類等を添えて提出するものとする。
- 5 前3項の申込みの際、申込設備の試験結果等を記載した書類（法第24条の2第4項第1号の条件に適合する者が、同第2号に掲げる測定器その他の設備を用いて、総務省告示に定める特性試験方法により特性試験を行った結果、証明規則別表第1号一(3)アの表に規定する試験項目のすべてが、法第3章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを示す様式第4号に準ずる書面をいう。以下同じ。）を提出する場合にあっては、当該申込設備の提出を要しないものとする。

（申込書の受理）

第6条の2 協会は、前条の申込書が提出されたとき、次の各号に従い遅滞なく審査し、受理の可否を決定する。

(1) 技術基準適合証明の申込みの場合

ア 申込書及び工事設計書の様式は、様式第1号及び証明規則別表第2号第4に定められたとおりであること。

イ 代理人による申込みの場合は、申込者に関する必要事項の他、これに準じて当該代理人に関する事項が記載されていること。

ウ 前条第2項に定められた添付書類及び試験対象設備又は試験対象設備に係る試験結果等を記載した書類及び写真等が提出されていること。

(2) 証明等を受けた特定無線設備のうち、別表第6号に定める変更等を行ったことによる技術基準適合証明の申込みの場合

ア 申込書及び工事設計書の様式は、様式第3号及び証明規則別表第2号第4に定められたとおりであること。

イ 提出書類は、別表第6号に定められたとおりのものであること。

ウ 代理人による申込みの場合は、申込者に関する必要事項の他、これに準じて当該代理人に関する事項が記載されていること。

(3) 工事設計認証の申込みの場合

ア 申込書及び工事設計書の様式は、様式第2号及び証明規則別表第2号第4に定められたとおりであること。

イ 代理人による申込みの場合は、申込者に関する必要事項の他、これに準じて当該代理人に関する事項が記載されていること。

ウ 前条第3項に定められた添付書類及び試験対象設備又は試験対象設備に係る試験結果等を記載した書類及び写真等が提出されていること。

(4) 証明等を受けた特定無線設備の工事設計若しくは確認方法書のうち、別表第6号に定める変更等に関する工事設計認証の申込みの場合

ア 申込書及び工事設計書の様式は、様式第3号及び証明規則別表第2号第4に定められたとおりであること。

イ 提出書類は、別表第6号に定められたとおりのものであること。

ウ 代理人による申込みの場合は、申込者に関する必要事項の他、これに準じて当該代理人に関する事項が記載されていること。

2 協会は、申込者から提出された申込書類等に不備がない場合は受理するものとする。

(審査の方法)

第7条 協会は、前条の申込書を受理したときは、遅滞なく審査を行う。

2 技術基準適合証明の申込みの審査は、次の各号により行う。

(1) 工事設計の審査

申込設備の工事設計書に記載された内容が、技術基準に適合しているか否かを審査する。

(2) 対比照合審査

申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。証明規則別表第1号三の規定により申込設備が提出されない場合は、工事設計書と当該申込設備の写真等とを対比照合する。

(3) 特性試験

ア 申込設備について、証明規則別表第1号一(3)アの表に規定する送信装置及び

受信装置の試験項目ごとに、同表に掲げる測定器等を使用して、総務省告示に定める特性試験方法により特性試験を行い、技術基準に適合しているか否かを審査する。

この場合、申込設備のうち別表第1号に定める申込設備台数に対応する抜取台数のものについて特性試験を行った結果、その全てのものが技術基準に適合しており、当該申込設備のうちのその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できるときは、証明規則別表第1号二の規定により、その他の申込設備については、特性試験を省略することができる。

イ 削除

ウ 必要があると認めるときは、申込者に試験成績表（当該申請設備についてあらかじめ行った試験の結果を記載した書面をいう。）の提出を求めることができる。

エ 申込者は、特性試験の審査に立ち会うことができる。

オ 証明規則別表第1号三の規定により申込設備が提出されていない場合は、当該申込設備の試験結果等を記載した書類の内容が技術基準に適合しているか否か及び点検に使用した測定器が適当なものであるか否かを審査する。

(4) 提出された書類のみでは当該申込設備が技術基準に適合しているか否かの確認ができないと認めるときは、申込者に追加の書類の提出を求め、さらに必要があると認めるときは、申込設備の提出を求め特性試験を行うことができる。以下、本条各項の審査において同じ。

3 工事設計認証の申込みの審査は、次の各号により行う。

(1) 工事設計の審査

申込みに係る特定無線設備の工事設計書に記載された内容が技術基準に適合するか否かを審査する。

(2) 対比照合審査

試験対象設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。証明規則別表第2号の規定により試験対象設備が提出されない場合は、工事設計書と当該試験対象設備の写真等を対比照合する。

(3) 確認方法書審査

特定無線設備の全てが申込みに係る工事設計書と同一の設計に基づいて製造されることを確保しているものであるか否かを審査する。

(4) 特性試験

ア 申込設備について、証明規則別表第1号一(3)アの表に規定する送信装置及び受信装置の試験項目ごとに、同表に掲げる測定器等を使用して、総務省告示に定める特性試験方法により特性試験を行い、技術基準に適合しているか否かを

審査する。

イ 削除

ウ 前項(3)ウに掲げるところと同じ

エ 前項(3)オに掲げるところと同じ

(事務所以外の場所における審査)

第 8 条 協会は、次により必要と認めるときは、事務所以外の場所へ第 16 条に規定する証明員を派遣して第 7 条各項の特性試験を行うことができる。

(1) 申込者から要望があったとき

(2) 他の試験機関等を利用して特性試験を実施する必要があるとき

2 前項における事務所以外の場所による審査に要する実費経費は、申込者が負担するものとする。

(特性試験の一部委託)

第 8 条の 2 協会は、特定無線設備の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、証明規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、当該受託者と事前に特定無線設備の試験業務に係る契約書をもって次に掲げる事項を取り決める。

(1) 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別

(2) 受託者が、法別表第 3 の下欄に掲げる測定器等であつて、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の 1 日から起算して 1 年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

(3) 証明規則別表第 1 号に定める特性試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

(4) 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

(5) 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

(6) 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

(7) その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

2 協会は、次の者に特性試験における試験の一部を委託する。

受託者の名称 一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

受託者の住所 東京都品川区八潮 5 丁目 7 番 2 号

3 協会は、第 1 項に掲げる事項について、公開請求があったときは、受託者にその旨を連絡したうえで当該事項について口頭又は文書にて公開するものとする。

4 前項の請求に正当な理由が認められないときは、これを拒否することができる。

(審査の結果の通知)

第 9 条 協会は、第 7 条の審査の結果、その特定無線設備若しくは特定無線設備の工事設計が技術基準に適合していると認めるときは、様式第 5 号の技術基準適合証明

証書又は様式第6号の工事設計認証書をもって申込者に通知する。

2 協会は、第7条の審査の結果、その特定無線設備又は特定無線設備の工事設計が技術基準に適合していないと認めるとき、又はその申込みに係る工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致することとなることが確保されていると認められないときは、その理由を付した別表第2号の文書をもって申込者に通知する。

3 前各項の通知は、提出された書類や無線設備等の不具合により審査を中断している期間を除き、第7条第1項の申込書を受理した日から原則として3週間以内に行うものとする。

(審査の結果の報告)

第10条 協会は、証明等を行ったときは、証明規則第6条第4項及び同第17条第4項に掲げる事項を証明規則様式第5号による報告書により総務大臣に報告する。

(証明等の表示)

第11条 技術基準適合証明を行った特定無線設備である旨の表示は、別表第3号に定める様式の証明ラベルを協会が作成し、見やすい個所に付するものとする。ただし、協会において付することが困難であり、申込者が協会に代わり付する場合は、確実に行われることを記した書類を取り交わすことにより、付することができる。

2 工事設計認証を受けた者は、当該申込みに係る特定無線設備に付す法第38条の26の表示の証明ラベル1枚を見本として協会に提出するものとする。

(測定器等の管理等)

第12条 協会は、証明等の審査に使用する法別表第三の三の項の下欄に掲げる測定器等を、次に掲げる要件に適合するよう十分に保守し、管理する。

(1) 第7条第2項又は同第3項の特性試験に十分な精度を有するものであること。

(2) 法第24条の2第4項第2号に掲げる較正又は校正を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものであること。

2 前項の測定器等に変更があったときは、その都度総務大臣に届け出るものとする。

(原簿等の管理)

第13条 協会は、法第38条の12（同第38条の24第3項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿（以下「原簿」という。）を事務所に備え付け、証明等を行ったときは、速やかに証明規則第13条（同第21条において準用する場合を含む。）に規定する事項を記入する。

2 前項の原簿は、記入の日から10年間保存する。

3 第7条第1項、第2項(3)のウ及び第3項(4)の規定による書類は、受理した日から10年間保存する。

第3章 手数料

(手数料等の額)

第14条 第6条の申込みを行う者が協会に支払わなければならない手数料等の額は、別表第4号のとおりとする。

(手数料等の収納)

第15条 協会は、第6条に規定する申込書を受理したときは、前条の手数料及びこれに係る消費税を請求書をもって申込者に請求する。ただし、第8条の実費経費については、その業務の終了後に請求する。

2 前項の手数料等は、現金、小切手、郵便為替若しくは協会の銀行口座への振込により収納するものとする。

第4章 証明員等

(証明員の条件)

第16条 証明等の審査を行う証明員は、法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(証明員の配置)

第17条 協会には、1名以上の証明員を配置する。

(秘密の保持)

第18条 協会の役員及び職員（証明員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの職にあった者も同様とする。

(証明員の選任及び解任)

第19条 証明員の選任及び解任は、会長が行う。

2 会長は、証明員が次の各号の一に該当するときは、解任する。

- (1) 休職を命じたとき。
- (2) 解雇したとき。
- (3) 退職したとき。
- (4) 法及びこれに基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) この規程に違反したとき。

(証明員の選任又は解任の届出)

第20条 会長は、証明員を選任し又は解任したときは、証明規則第9条第1項に規定する事項を記載した届出書を総務大臣に提出する。なお、選任に係る届出書の場合は、同条第2項に規定する書類を添えるものとする。

第5章 証明等の取り消し等

(証明等の取消し)

第21条 協会は、証明規則第6条第8項及び同第17条第8項に規定する事実を知ったときは、その証明等を取り消すことができる。

2 協会は、前項の規定により証明等を取り消したときは、当該証明等を受けた者に対し、別表第5号に定める様式の文書をもって通知するとともに、直ちにその旨を総務大臣に報告する。

(調査等)

第22条 協会は、協会が証明等を行った特定無線設備のうち、市場から無作為に抽出したものが、技術基準への適合性が確保されているか否かを適宜調査する。その場合において証明規則第17条第9項に規定する事実を知ったときは、その旨を総務大臣に報告する。

2 協会は、協会が証明等を行った特定無線設備の利用者からの苦情等により、必要と認める場合には、前項に定める調査を行うとともに、その結果、必要があると認めるときは、当該特定無線設備の証明等を受けた者に対し、改善等の措置をとることを要請し、その結果を確認する。

第6章 会 計

(会計帳簿の備え付け)

第23条 協会は、会計帳簿を備え付け、収入及び支出について、証明等の業務によるものと、それ以外の業務によるものとはこれを区別するものとする。

2 前項の会計帳簿及びその他の会計に関する書類の保存期間は、10年とする。

(財務諸表等の備え付け及び閲覧等)

第23条の2 協会は、法第38条の11の規定に基づくその事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに業務報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備え付けるものとする。

2 前項の財務諸表等は、別に定める「情報公開手続規程」に基づき、閲覧又は謄写の請求ができるものとする。

第7章 そ の 他

(技術基準適合証明書)

第24条 削 除

(細 則)

第 25 条 削 除

(業務規程)

第 26 条 この規程はインターネットにより公開する。

2 この規程を変更したときは、法第 38 条の 10 後段及び同法第 38 条の 24 第 3 項において準用する同法第 38 条の 10 後段の規定により総務大臣に届け出るものとする。

(総務大臣による改善命令)

第 27 条 協会は、総務大臣による法第 38 条の 13 第 2 項又は第 38 条の 14 第 2 項による命令があったときは、業務担当部署において協議のうえ、適正に措置するものとする。

(損害賠償)

第 28 条 協会は、協会が行う証明等の審査の過程において提出された申込設備等を過失等により損傷を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、天災等特別の事由がある場合はこの限りではない。

付 則

この規程は、郵政大臣の認可の日（平成 3 年 10 月 18 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 6 年 12 月 19 日から施行する。

(第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2、第 7 条、第 10 条、第 14 条、別表第 3 号、及び別表第 4 号改正 平成 6 年 12 月 16 日郵政大臣認可)

付 則

1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(第 11 条、第 14 条、第 21 条、別表第 3 号、別表第 5 号及び別表第 6 号改正
平成 7 年 3 月 30 日郵政大臣認可)

注 現別表第 5 号〔技術基準適合証明の取消し通知書の様式（第 21 条関係）〕
を別表第 6 号に改め、新別表第 5 号には〔協会が交付する証明ラベルの料金
（第 14 条第 2 項関係）〕を規定した。

2 改正前の別表第 3 号で定める様式による表示は、改正後の同表で定める様式による表示とみなす。

3 平成 8 年 3 月 31 日までに証明を受けた証明設備に付する証明の表示の様式等

及び証明ラベルの交付等については、この規程にかかわらず、なお従前の例によることがある。

付 則

- 1 この規程は、郵政大臣の認可の日（平成11年3月8日）から施行する。
（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第14条、第16条、第21条、第22条別表第2号、別表第3号、別表第4号、別表第5号及び別表第6号 改正）
注 現別表第5号〔協会が交付する証明ラベルの料金（第14条第2項関係）〕を削除し、現別表第6号〔技術基準適合証明の取消し通知書の様式（第21条関係）〕を新別表第5号と改めた。
- 2 証明の申請の場合は、この規程が認可された日から6カ月以内は、改正前の規定により行うことができるものとする。

付 則

この規程は、郵政大臣の認可の日（平成12年1月11日）から施行する。
（第24条 削除）

付 則

この規程は、総務大臣認可の日（平成13年11月21日）から施行する。
（第7条第2項(3)ア、別表第3号1、5及び6、別表第5号改正 別表第4号4(4)削除、(5)以降順次繰上げ）

付 則

この規程は、総務大臣認可の日（平成14年9月25日）から施行する。
（別表第4号3(1)及び(3)、4(5) 改正）

付 則

この規程は、総務大臣認可の日（平成15年7月1日）から施行する。
（別表第3号5 改正）

付 則

この規程は、総務大臣認可の日（平成16年2月10日）から施行する。
改正：第1条、第2条、第4条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、

第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、
第26条、別表第2号、別表第3号、別表第4号、別表第5号
新設：第23条の2、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、
様式第5号、様式第6号、別表第6号

付 則

この規程は、総務大臣認可の日（平成16年4月21日）から施行する。
改正：第21条、別表第2号、別表第4号、別表第5号、別表第6号

付 則

この規程は、総務大臣へ届け出た日（平成16年8月2日）から施行する。ただし、第26条第2項については、電波法の一部を改正する法律（平成16年法律第47号）の施行日（平成16年7月12日）とする。

改正：第26条第2項
削除：第25条

付 則

この規程は、総務大臣へ届け出た日（平成17年2月23日）から施行する。
改正：第15条

付 則

この規程は、総務大臣へ届け出た日（平成17年11月18日）から施行する。
改正：別表第4号、別表第6号

付 則

この規程は、平成18年7月25日から施行する。
改正：第2条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第15条、第22
条、別表第1号、別表第3号、別表第4号
新設：第8条の2、第27条、第28条

付 則

この規程は、平成18年11月16日から施行する。
改正：別表第4号

付 則

この規程は、平成19年8月27日から施行する。
改正：別表第4号

付 則

この規程は、平成21年7月7日から施行する。
改正：第17条

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。
改正：第1条、別表第2号、別表第5号、様式第1号、様式第2号、様式第3号、
様式第4号、様式第5号、様式第6号

付 則

この規程は、平成23年4月25日から施行する。
改正：第1条、第2条、第8条の2、別表第4号

付 則

この規程は、平成24年7月2日から施行する。
改正：第8条の2、別表第4号

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。
改正：別表第3号

別表第1号（第7条第2項(3)のア関係）

申 込 台 数	抜 取 台 数
1 ～ 2	全数
3 ～ 15	2
16 ～ 25	2
26 ～ 50	3
51 ～ 90	5
91 ～ 100	8

（備考）この表は、日本工業規格Z9015に規定する計数調整型1回抜取検査方法に準拠して、抜取台数を示したものである。

別表第2号 証明等の拒否通知書の様式（第9条関係）

長 辺	平成 年 月 日
	殿
	一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
	技術基準適合証明 拒否通知書 工事設計認証
	平成 年 月 日付申込みに係る下記1の無線設備 工事設計
	について、
	下記2の理由により拒否しますので通知します。
	なお、この結果に異議がある場合は、電波法第38条の14第1項 電波法第38条の24第3項
	によって準用する同法第38条の14第1項の規定に基づき、総務大 臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明 工事設計認証のための審査を行うこと
	又は改めて技術基準適合証明 工事設計認証のための審査を行うことを命ずべきこと を申請することができます。

記

- 1 無線設備の内容
 - (1) 無線設備の種別
 - (2) 技術基準適合証明
工事設計認証を希望する電波の型式、周波数及び空中線
電力
 - (3) 型式又は名称（注1）
工事設計の名称（注2）
 - (4) 製造者名
 - (5) 製造番号（注1）
- 2 拒否の理由

短 辺 （日本工業規格A列4番）

（注1）技術基準適合証明の申込みの場合に限る。

（注2）工事設計認証の申込みの場合に限る。

別表第3号 証明ラベルの様式（第11条関係）

- 1 表示する事項は、証明規則様式第7号に掲げられた様式並びに様式の表示に付加する技術基準適合証明番号及び工事設計認証番号とする。
- 2 様式の大きさは、直径5ミリメートル以上であること。
- 3 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 4 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 5 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣の定める登録証明機関の区分である「002」とし、以降の文字は次により構成する。

(1) 技術基準適合証明番号

4文字目又は4文字目及び5文字目は、特定無線設備の種別によって証明規則様式第7号に定められた記号とし、以降の文字は、次の英数字により構成する。

ア アルファベット「G」

イ 3桁の数字

ウ 個々の無線設備ごとに異なる5桁の数字

(2) 工事設計認証番号

4文字目は、「-（ハイフン）」とし、5文字目から10文字目までは、JARDが定める6桁の数字とし、次により構成する。

ア 認証を受けた年号2桁（西暦年数の10位以下の数字）

イ 申込みを受理した際に発行する4桁の通し番号

- 6 上記に定めのないものは、証明規則様式第7号によるものとする。

別表第4号 手数料等の額（第14条関係）

1 技術基準適合証明の申込みの場合の手数料の額

(1) アマチュア無線設備（証明規則第2条第1項第12号の無線設備）

申込設備の台数ごとの手数料は、次表の額とする。

申込台数	五周波数帯以下	六周波数帯以上
1台	51,800円	56,200円
2台～25台	71,300円	77,700円
26台～50台	90,800円	99,200円
51台～90台	129,800円	142,200円
91台～100台	188,300円	206,700円

ただし、申込設備に代えて試験結果等を記載した書類を提出する場合の手数料の額は、次の額とする。

- ・五周波数帯以下 12,800円
- ・六周波数帯以上 13,200円

(2) その他の無線設備

次表の額に、別表第1号に定める申込台数に基づく抜取台数を乗じた額とする。

(単位:円)

特定無線設備の種別	無線設備の名称	手数料	
		試験結果を提出しない場合	試験結果を提出する場合
第2条第1項第1号の4の無線設備	MCA(指令局)	203,000	121,800
第2条第1項第1号の9の無線設備	SSB	271,000	162,600
第2条第1項第1号の10の無線設備	デジタル	203,000	121,800
第2条第1項第1号の11の無線設備	F3E等	346,000	207,600
第2条第1項第1号の12の無線設備	特定ラジオマイク	203,000	121,800
第2条第1項第1号の12の2の無線設備	デジタル特定ラジオマイク	203,000	121,800
第2条第1項第1号の13の無線設備	海上用DSB	271,000	162,600
第2条第1項第1号の14の無線設備	SSB	271,000	162,600
第2条第1項第1号の15の無線設備	F3E等	346,000	207,600
第2条第1項第2号の無線設備	無線標定	346,000	207,600
第2条第1項第2号の2の無線設備	ラジオ・ブイ	203,000	121,800
第2条第1項第3号の2の無線設備	気象援助局	203,000	121,800
第2条第1項第4号の無線設備	パーソナル	203,000	121,800
第2条第1項第4号の2の無線設備	簡易無線	203,000	121,800
第2条第1項第4号の4の無線設備	無線操縦用簡易無線	203,000	121,800
第2条第1項第4号の5の無線設備	デジタル簡易無線局	203,000	121,800
第2条第1項第4号の6の無線設備	デジタル簡易無線局(キャリアセンスを備え付けているもの)	203,000	121,800
第2条第1項第4号の7の無線設備	950MHz帯簡易無線局	203,000	121,800
第2条第1項第5号の無線設備	50GHz帯CR	346,000	207,600
第2条第1項第6号の無線設備	構内無線	203,000	121,800
第2条第1項第6号の2の無線設備	950MHz帯構内無線(キャリアセンスを備え付けているもの)	203,000	121,800
第2条第1項第6号の3の無線設備	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式を用いるもの)	203,000	121,800
第2条第1項第10号の3の無線設備	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の2の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	203,000	121,800
第2条第1項第11号の5の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の6の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の6の2の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	203,000	121,800
第2条第1項第11号の6の3の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	203,000	121,800
第2条第1項第11号の9の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の10の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の10の2の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	203,000	121,800
第2条第1項第11号の10の3の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	203,000	121,800
第2条第1項第11号の13の無線設備	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の14の無線設備	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	271,000	162,600
第2条第1項第11号の16の無線設備	XGP(2GHzTDD)用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第11号の18の無線設備	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第11号の20の無線設備	LTE用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第11号の22の無線設備	LTE(2GHzTDD)用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第11号の24の無線設備	UMB用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第11号の27の無線設備	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第11号の28の無線設備	UMB(2GHzTDD)用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第15号の無線設備	加入者系多方向用基地局	346,000	207,600
第2条第1項第15号の3の無線設備	加入者系対向用移動局	346,000	207,600

第2条第1項第16号の無線設備	テレメーター用等の固定局	203,000	121,800
第2条第1項第17号の無線設備	非常警報用固定局	203,000	121,800
第2条第1項第18号の無線設備	22GHz帯固定局	346,000	207,600
第2条第1項第19号の5の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	203,000	121,800
第2条第1項第19号の6の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	203,000	121,800
第2条第1項第19号の7の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	203,000	121,800
第2条第1項第19号の8の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	203,000	121,800
第2条第1項第20号の2の無線設備	800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)	271,000	162,600
第2条第1項第23号の無線設備	PHS基地局	271,000	162,600
第2条第1項第23号の2の無線設備	PHS中継局	271,000	162,600
第2条第1項第23号の3の無線設備	PHS試験局等	271,000	162,600
第2条第1項第24号の無線設備	38GHz帯固定局	346,000	207,600
第2条第1項第25号の無線設備	RZSSB	203,000	121,800
第2条第1項第25号の2の無線設備	周波数自動選択RZSSB	203,000	121,800
第2条第1項第25号の3の無線設備	周波数追従RZSSB	203,000	121,800
第2条第1項第25号の4の無線設備	狭帯域デジタル	203,000	121,800
第2条第1項第25号の5の無線設備	周波数自動選択狭帯域デジタル	203,000	121,800
第2条第1項第25号の6の無線設備	周波数追従狭帯域デジタル	203,000	121,800
第2条第1項第26号の無線設備	車両感知用無線標定陸上局	203,000	121,800
第2条第1項第27号の無線設備	道路交通情報ビーコン	203,000	121,800
第2条第1項第28号の3の無線設備	第3種レーダー	203,000	121,800
第2条第1項第29号の無線設備	第4種レーダー	203,000	121,800
第2条第1項第31号の2の無線設備	60GHz帯高速無線回線用基地局	346,000	207,600
第2条第1項第31号の4の無線設備	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	346,000	207,600
第2条第1項第33号の無線設備	狭域通信システム用基地局	271,000	162,600
第2条第1項第38号の無線設備	市町村デジタル防災無線通信用固定局	203,000	121,800
第2条第1項第40号の無線設備	デジタル空港無線通信用陸上移動局	271,000	162,600
第2条第1項第41号の無線設備	18GHz帯基地局等	346,000	207,600
第2条第1項第42号の無線設備	18GHz帯陸上移動局	346,000	207,600
第2条第1項第43号の無線設備	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	346,000	207,600
第2条第1項第44号の無線設備	18GHz帯電気通信業務用固定局	346,000	207,600
第2条第1項第45号の無線設備	18GHz帯公共業務用固定局	346,000	207,600
第2条第1項第48号の無線設備	1500MHz帯電気通信業務用固定局	203,000	121,800
第2条第1項第49号の無線設備	WiMAX用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第50号の無線設備	MBTDD-W用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第53号の無線設備	次世代PHS用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第55号の無線設備	MBTDD 625k用基地局等	203,000	121,800
第2条第1項第57号の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー	203,000	121,800
第2条第1項第57号の2の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー(CATV網等接続型)	203,000	121,800
第2条第1項第58号の無線設備	簡易型船舶自動識別装置	203,000	121,800
第2条第1項第59号の無線設備	国際VHF(固定型)	203,000	121,800
第2条第1項第60号の無線設備	国際VHF(携帯型)	203,000	121,800
第2条第1項第61号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	203,000	121,800
第2条第1項第62号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	203,000	121,800

注 事務所以外の場所による審査では、別途実費経費が必要となります。

2 工事設計認証の申込みの場合の手数料の額

手数料の額は、次のとおりである。

(1) アマチュア無線設備（証明規則第2条第1項第12号の無線設備）

ア 手数料の基準額は、工事設計認証を希望する周波数帯の数により、次の額とする。

(ア) 五周波数帯以下 477,000円

(イ) 六周波数帯以上 498,000円

イ 申込設備に代えて試験結果等を記載した書類を提出した場合の手数料の基準額は、工事設計認証を希望する周波数帯の数により、次の額を基準額とする。

(ア) 五周波数帯以下 345,000円

(イ) 六周波数帯以上 352,000円

ウ 同一申込者から、同時に二以上の申込書が提出されたときの手数料の額は、次のとおりとする。

(ア) 発射可能な電波の型式及び周波数帯が同一であって、空中線電力に係る工事設計のみが異なる場合は、空中線電力の低いものに係る手数料の額を基準額の50%とする。

(イ) 上記以外の場合は、一の申込書のみ基準額とし、他方を基準額の90%とする。

エ 確認方法書として、証明規則別表第4号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類に類するものとして特定無線設備の取扱いに係る工場等の全部が証明規則別表第4号に掲げるすべてに適合していることを証する書類が提出された場合は、基準額から54,000円を減額する。

(2) その他の無線設備

(単位:円)

特定無線設備の種別	無線設備の名称	手数料	
		試験結果を提出しない場合	試験結果を提出する場合
第2条第1項第1号の4の無線設備	MCA(指令局)	719,000	586,000
第2条第1項第1号の9の無線設備	SSB	831,000	595,000
第2条第1項第1号の10の無線設備	デジタル	719,000	586,000
第2条第1項第1号の11の無線設備	F3E等	953,000	605,000
第2条第1項第1号の12の無線設備	特定ラジオマイク	719,000	586,000
第2条第1項第1号の12の2の無線設備	デジタル特定ラジオマイク	719,000	586,000
第2条第1項第1号の13の無線設備	海上用DSB	831,000	595,000
第2条第1項第1号の14の無線設備	SSB	831,000	595,000
第2条第1項第1号の15の無線設備	F3E等	953,000	605,000
第2条第1項第2号の無線設備	無線標定	953,000	605,000
第2条第1項第2号の2の無線設備	ラジオ・プイ	719,000	586,000
第2条第1項第3号の2の無線設備	気象援助局	719,000	586,000
第2条第1項第4号の無線設備	パーソナル	719,000	586,000
第2条第1項第4号の2の無線設備	簡易無線	719,000	586,000
第2条第1項第4号の4の無線設備	無線操縦用簡易無線	719,000	586,000
第2条第1項第4号の5の無線設備	デジタル簡易無線局	719,000	586,000
第2条第1項第4号の6の無線設備	デジタル簡易無線局(キャリアセンスを備え付けているもの)	719,000	586,000
第2条第1項第4号の7の無線設備	950MHz帯簡易無線局	719,000	586,000
第2条第1項第5号の無線設備	50GHz帯CR	953,000	605,000
第2条第1項第6号の無線設備	構内無線	719,000	586,000
第2条第1項第6号の2の無線設備	950MHz帯構内無線(キャリアセンスを備え付けているもの)	719,000	586,000
第2条第1項第6号の3の無線設備	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式を用いるもの)	719,000	586,000
第2条第1項第10号の3の無線設備	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の2の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	719,000	586,000
第2条第1項第11号の5の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の6の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の6の2の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	719,000	586,000
第2条第1項第11号の6の3の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	719,000	586,000
第2条第1項第11号の9の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の10の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の10の2の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	719,000	586,000
第2条第1項第11号の10の3の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	719,000	586,000
第2条第1項第11号の13の無線設備	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の14の無線設備	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	831,000	595,000
第2条第1項第11号の16の無線設備	XGP(2GHzTDD)用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第11号の18の無線設備	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第11号の20の無線設備	LTE用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第11号の22の無線設備	LTE(2GHzTDD)用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第11号の24の無線設備	UMB用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第11号の27の無線設備	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第11号の28の無線設備	UMB(2GHzTDD)用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第15号の無線設備	加入者系多方向用基地局	953,000	605,000
第2条第1項第15号の3の無線設備	加入者系対向用移動局	953,000	605,000
第2条第1項第16号の無線設備	テレメーター用等の固定局	719,000	586,000

第2条第1項第17号の無線設備	非常警報用固定局	719,000	586,000
第2条第1項第18号の無線設備	22GHz帯固定局	953,000	605,000
第2条第1項第19号の5の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	719,000	586,000
第2条第1項第19号の6の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	719,000	586,000
第2条第1項第19号の7の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	719,000	586,000
第2条第1項第19号の8の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	719,000	586,000
第2条第1項第20号の2の無線設備	800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)	831,000	595,000
第2条第1項第23号の無線設備	PHS基地局	831,000	595,000
第2条第1項第23号の2の無線設備	PHS中継局	831,000	595,000
第2条第1項第23号の3の無線設備	PHS試験局等	831,000	595,000
第2条第1項第24号の無線設備	38GHz帯固定局	953,000	605,000
第2条第1項第25号の無線設備	RZSSB	719,000	586,000
第2条第1項第25号の2の無線設備	周波数自動選択RZSSB	719,000	586,000
第2条第1項第25号の3の無線設備	周波数追従RZSSB	719,000	586,000
第2条第1項第25号の4の無線設備	狭帯域デジタル	719,000	586,000
第2条第1項第25号の5の無線設備	周波数自動選択狭帯域デジタル	719,000	586,000
第2条第1項第25号の6の無線設備	周波数追従狭帯域デジタル	719,000	586,000
第2条第1項第26号の無線設備	車両感知用無線標定陸上局	719,000	586,000
第2条第1項第27号の無線設備	道路交通情報ビーコン	719,000	586,000
第2条第1項第28号の3の無線設備	第3種レーダー	719,000	586,000
第2条第1項第29号の無線設備	第4種レーダー	719,000	586,000
第2条第1項第31号の2の無線設備	60GHz帯高速無線回線用基地局	953,000	605,000
第2条第1項第31号の4の無線設備	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	953,000	605,000
第2条第1項第33号の無線設備	狭域通信システム用基地局	831,000	595,000
第2条第1項第38号の無線設備	市町村デジタル防災無線通信用固定局	719,000	586,000
第2条第1項第40号の無線設備	デジタル空港無線通信用陸上移動局	831,000	595,000
第2条第1項第41号の無線設備	18GHz帯基地局等	953,000	605,000
第2条第1項第42号の無線設備	18GHz帯陸上移動局	953,000	605,000
第2条第1項第43号の無線設備	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	953,000	605,000
第2条第1項第44号の無線設備	18GHz帯電気通信業務用固定局	953,000	605,000
第2条第1項第45号の無線設備	18GHz帯公共業務用固定局	953,000	605,000
第2条第1項第48号の無線設備	1500MHz帯電気通信業務用固定局	719,000	586,000
第2条第1項第49号の無線設備	WiMAX用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第50号の無線設備	MBTDD-W用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第53号の無線設備	次世代PHS用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第55号の無線設備	MBTDD 625k用基地局等	719,000	586,000
第2条第1項第57号の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー	719,000	586,000
第2条第1項第57号の2の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー(CATV網等接続型)	719,000	586,000
第2条第1項第58号の無線設備	簡易型船舶自動識別装置	719,000	586,000
第2条第1項第59号の無線設備	国際VHF(固定型)	719,000	586,000
第2条第1項第60号の無線設備	国際VHF(携帯型)	719,000	586,000
第2条第1項第61号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	719,000	586,000
第2条第1項第62号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	719,000	586,000

注1 事務所以外の場所による審査では、別途実費経費が必要となります。

注2 確認方法書として、証明規則別表第4号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類に類するものとして特定無線設備の取扱いに係る工場等の全部が証明規則別表第4号に掲げるすべてに適合していることを証する書類が提出された場合は、上表の手数料から54,000円を減額する。

3 証明等を受けた特定無線設備、特定無線設備の工事設計又は確認方法書の変更等に係る申込みの場合の手数料の額

(1) 技術基準適合証明における変更の工事の申込みの場合

ア アマチュア無線設備（証明規則第2条第1項第12号の無線設備）

第1項(1)に規定する額から5%を減額した額とする。

イ その他の無線設備

第1項(2)に規定する額から5%を減額した額とする。

(2) 工事設計認証における変更の申込みの場合

工事設計認証を受けた工事設計に関し、別表第6号に定める事項に変更が生じた場合の手数料の額は、次の表に掲げる額とする。

ア アマチュア無線設備（証明規則第2条第1項第12号の無線設備）

(ア) 別表第6号第1項に定める軽微な変更を行った場合の手数料の額

	試験結果を提出しない場合	試験結果を提出する場合
五周波数帯以下	95,400円	69,000円
六周波数帯以上	99,600円	70,400円

(イ) 別表第6号第2項に定める変更を行った場合の手数料の額

	試験結果を提出しない場合	試験結果を提出する場合
五周波数帯以下	286,200円	207,000円
六周波数帯以上	298,800円	211,200円

イ その他の無線設備

(ア) 別表第6号第1項に定める軽微な変更を行った場合の手数料の額

(単位:円)

特定無線設備の種別	無線設備の名称	手数料	
		試験結果を提出しない場合	試験結果を提出する場合
第2条第1項第1号の4の無線設備	MCA(指令局)	143,800	117,200
第2条第1項第1号の9の無線設備	SSB	166,200	119,000
第2条第1項第1号の10の無線設備	デジタル	143,800	117,200
第2条第1項第1号の11の無線設備	F3E等	190,600	121,000
第2条第1項第1号の12の無線設備	特定ラジオマイク	143,800	117,200
第2条第1項第1号の12の2の無線設備	デジタル特定ラジオマイク	143,800	117,200
第2条第1項第1号の13の無線設備	海上用DSB	166,200	119,000
第2条第1項第1号の14の無線設備	SSB	166,200	119,000
第2条第1項第1号の15の無線設備	F3E等	190,600	121,000
第2条第1項第2号の無線設備	無線標定	190,600	121,000
第2条第1項第2号の2の無線設備	ラジオ・パイ	143,800	117,200
第2条第1項第3号の2の無線設備	気象援助局	143,800	117,200
第2条第1項第4号の無線設備	パーソナル	143,800	117,200
第2条第1項第4号の2の無線設備	簡易無線	143,800	117,200
第2条第1項第4号の4の無線設備	無線操縦用簡易無線	143,800	117,200
第2条第1項第4号の5の無線設備	デジタル簡易無線局	143,800	117,200
第2条第1項第4号の6の無線設備	デジタル簡易無線局(キャリアセンスを備え付けているもの)	143,800	117,200
第2条第1項第4号の7の無線設備	950MHz帯簡易無線局	143,800	117,200
第2条第1項第5号の無線設備	50GHz帯CR	190,600	121,000
第2条第1項第6号の無線設備	構内無線	143,800	117,200
第2条第1項第6号の2の無線設備	950MHz帯構内無線(キャリアセンスを備え付けているもの)	143,800	117,200
第2条第1項第6号の3の無線設備	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式を用いるもの)	143,800	117,200
第2条第1項第10号の3の無線設備	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の2の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	143,800	117,200
第2条第1項第11号の5の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の6の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の6の2の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	143,800	117,200
第2条第1項第11号の6の3の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	143,800	117,200
第2条第1項第11号の9の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の10の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の10の2の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	143,800	117,200
第2条第1項第11号の10の3の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	143,800	117,200
第2条第1項第11号の13の無線設備	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の14の無線設備	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	166,200	119,000
第2条第1項第11号の16の無線設備	XGP(2GHzTDD)用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第11号の18の無線設備	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第11号の20の無線設備	LTE用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第11号の22の無線設備	LTE(2GHzTDD)用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第11号の24の無線設備	UMB用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第11号の27の無線設備	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第11号の28の無線設備	UMB(2GHzTDD)用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第15号の無線設備	加入者系多方向用基地局	190,600	121,000
第2条第1項第15号の3の無線設備	加入者系対向用移動局	190,600	121,000

第2条第1項第16号の無線設備	テレメーター用等の固定局	143,800	117,200
第2条第1項第17号の無線設備	非常警報用固定局	143,800	117,200
第2条第1項第18号の無線設備	22GHz帯固定局	190,600	121,000
第2条第1項第19号の5の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	143,800	117,200
第2条第1項第19号の6の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	143,800	117,200
第2条第1項第19号の7の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	143,800	117,200
第2条第1項第19号の8の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	143,800	117,200
第2条第1項第20号の2の無線設備	800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)	166,200	119,000
第2条第1項第23号の無線設備	PHS基地局	166,200	119,000
第2条第1項第23号の2の無線設備	PHS中継局	166,200	119,000
第2条第1項第23号の3の無線設備	PHS試験局等	166,200	119,000
第2条第1項第24号の無線設備	38GHz帯固定局	190,600	121,000
第2条第1項第25号の無線設備	RZSSB	143,800	117,200
第2条第1項第25号の2の無線設備	周波数自動選択RZSSB	143,800	117,200
第2条第1項第25号の3の無線設備	周波数追従RZSSB	143,800	117,200
第2条第1項第25号の4の無線設備	狭帯域デジタル	143,800	117,200
第2条第1項第25号の5の無線設備	周波数自動選択狭帯域デジタル	143,800	117,200
第2条第1項第25号の6の無線設備	周波数追従狭帯域デジタル	143,800	117,200
第2条第1項第26号の無線設備	車両感知用無線標定陸上局	143,800	117,200
第2条第1項第27号の無線設備	道路交通情報ビーコン	143,800	117,200
第2条第1項第28号の3の無線設備	第3種レーダー	143,800	117,200
第2条第1項第29号の無線設備	第4種レーダー	143,800	117,200
第2条第1項第31号の2の無線設備	60GHz帯高速無線回線用基地局	190,600	121,000
第2条第1項第31号の4の無線設備	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	190,600	121,000
第2条第1項第33号の無線設備	狭域通信システム用基地局	166,200	119,000
第2条第1項第38号の無線設備	市町村デジタル防災無線通信用固定局	143,800	117,200
第2条第1項第40号の無線設備	デジタル空港無線通信用陸上移動局	166,200	119,000
第2条第1項第41号の無線設備	18GHz帯基地局等	190,600	121,000
第2条第1項第42号の無線設備	18GHz帯陸上移動局	190,600	121,000
第2条第1項第43号の無線設備	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	190,600	121,000
第2条第1項第44号の無線設備	18GHz帯電気通信業務用固定局	190,600	121,000
第2条第1項第45号の無線設備	18GHz帯公共業務用固定局	190,600	121,000
第2条第1項第48号の無線設備	1500MHz帯電気通信業務用固定局	143,800	117,200
第2条第1項第49号の無線設備	WiMAX用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第50号の無線設備	MBTDD-W用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第53号の無線設備	次世代PHS用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第55号の無線設備	MBTDD 625k用基地局等	143,800	117,200
第2条第1項第57号の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラー	143,800	117,200
第2条第1項第57号の2の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラー(CATV網等接続型)	143,800	117,200
第2条第1項第58号の無線設備	簡易型船舶自動識別装置	143,800	117,200
第2条第1項第59号の無線設備	国際VHF(固定型)	143,800	117,200
第2条第1項第60号の無線設備	国際VHF(携帯型)	143,800	117,200
第2条第1項第61号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	143,800	117,200
第2条第1項第62号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	143,800	117,200

注 事務所以外の場所による審査では、別途実費経費が必要となります。

(イ) 別表第6号第2項に定める変更を行った場合の手数料の額

(単位:円)

特定無線設備の種別	無線設備の名称	手 数 料	
		試験結果を提出しない場合	試験結果を提出する場合
第2条第1項第1号の4の無線設備	MCA(指令局)	503,300	410,200
第2条第1項第1号の9の無線設備	SSB	581,700	416,500
第2条第1項第1号の10の無線設備	デジタル	503,300	410,200
第2条第1項第1号の11の無線設備	F3E等	667,100	423,500
第2条第1項第1号の12の無線設備	特定ラジオマイク	503,300	410,200
第2条第1項第1号の12の2の無線設備	デジタル特定ラジオマイク	503,300	410,200
第2条第1項第1号の13の無線設備	海上用DSB	581,700	416,500
第2条第1項第1号の14の無線設備	SSB	581,700	416,500
第2条第1項第1号の15の無線設備	F3E等	667,100	423,500
第2条第1項第2号の無線設備	無線標定	667,100	423,500
第2条第1項第2号の2の無線設備	ラジオ・ブイ	503,300	410,200
第2条第1項第3号の2の無線設備	気象援助局	503,300	410,200
第2条第1項第4号の無線設備	パーソナル	503,300	410,200
第2条第1項第4号の2の無線設備	簡易無線	503,300	410,200
第2条第1項第4号の4の無線設備	無線操縦用簡易無線	503,300	410,200
第2条第1項第4号の5の無線設備	デジタル簡易無線局	503,300	410,200
第2条第1項第4号の6の無線設備	デジタル簡易無線局(キャリアセンスを備え付けているもの)	503,300	410,200
第2条第1項第4号の7の無線設備	950MHz帯簡易無線局	503,300	410,200
第2条第1項第5号の無線設備	50GHz帯CR	667,100	423,500
第2条第1項第6号の無線設備	構内無線	503,300	410,200
第2条第1項第6号の2の無線設備	950MHz帯構内無線(キャリアセンスを備え付けているもの)	503,300	410,200
第2条第1項第6号の3の無線設備	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式を用いるもの)	503,300	410,200
第2条第1項第10号の3の無線設備	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の2の2の無線設備	CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	503,300	410,200
第2条第1項第11号の5の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の6の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の6の2の無線設備	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	503,300	410,200
第2条第1項第11号の6の3の無線設備	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	503,300	410,200
第2条第1項第11号の9の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の10の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の10の2の無線設備	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	503,300	410,200
第2条第1項第11号の10の3の無線設備	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	503,300	410,200
第2条第1項第11号の13の無線設備	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の14の無線設備	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	581,700	416,500
第2条第1項第11号の16の無線設備	XGP(2GHzTDD)用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第11号の18の無線設備	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第11号の20の無線設備	LTE用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第11号の22の無線設備	LTE(2GHzTDD)用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第11号の24の無線設備	UMB用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第11号の27の無線設備	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第11号の28の無線設備	UMB(2GHzTDD)用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第15号の無線設備	加入者系多方向用基地局	667,100	423,500
第2条第1項第15号の3の無線設備	加入者系対向用移動局	667,100	423,500

第2条第1項第16号の無線設備	テレメーター用等の固定局	503,300	410,200
第2条第1項第17号の無線設備	非常警報用固定局	503,300	410,200
第2条第1項第18号の無線設備	22GHz帯固定局	667,100	423,500
第2条第1項第19号の5の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	503,300	410,200
第2条第1項第19号の6の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	503,300	410,200
第2条第1項第19号の7の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	503,300	410,200
第2条第1項第19号の8の無線設備	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	503,300	410,200
第2条第1項第20号の2の無線設備	800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)	581,700	416,500
第2条第1項第23号の無線設備	PHS基地局	581,700	416,500
第2条第1項第23号の2の無線設備	PHS中継局	581,700	416,500
第2条第1項第23号の3の無線設備	PHS試験局等	581,700	416,500
第2条第1項第24号の無線設備	38GHz帯固定局	667,100	423,500
第2条第1項第25号の無線設備	RZSSB	503,300	410,200
第2条第1項第25号の2の無線設備	周波数自動選択RZSSB	503,300	410,200
第2条第1項第25号の3の無線設備	周波数追従RZSSB	503,300	410,200
第2条第1項第25号の4の無線設備	狭帯域デジタル	503,300	410,200
第2条第1項第25号の5の無線設備	周波数自動選択狭帯域デジタル	503,300	410,200
第2条第1項第25号の6の無線設備	周波数追従狭帯域デジタル	503,300	410,200
第2条第1項第26号の無線設備	車両感知用無線標定陸上局	503,300	410,200
第2条第1項第27号の無線設備	道路交通情報ビーコン	503,300	410,200
第2条第1項第28号の3の無線設備	第3種レーダー	503,300	410,200
第2条第1項第29号の無線設備	第4種レーダー	503,300	410,200
第2条第1項第31号の2の無線設備	60GHz帯高速無線回線用基地局	667,100	423,500
第2条第1項第31号の4の無線設備	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	667,100	423,500
第2条第1項第33号の無線設備	狭域通信システム用基地局	581,700	416,500
第2条第1項第38号の無線設備	市町村デジタル防災無線通信用固定局	503,300	410,200
第2条第1項第40号の無線設備	デジタル空港無線通信用陸上移動局	581,700	416,500
第2条第1項第41号の無線設備	18GHz帯基地局等	667,100	423,500
第2条第1項第42号の無線設備	18GHz帯陸上移動局	667,100	423,500
第2条第1項第43号の無線設備	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	667,100	423,500
第2条第1項第44号の無線設備	18GHz帯電気通信業務用固定局	667,100	423,500
第2条第1項第45号の無線設備	18GHz帯公共業務用固定局	667,100	423,500
第2条第1項第48号の無線設備	1500MHz帯電気通信業務用固定局	503,300	410,200
第2条第1項第49号の無線設備	WiMAX用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第50号の無線設備	MBTDD-W用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第53号の無線設備	次世代PHS用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第55号の無線設備	MBTDD 625k用基地局等	503,300	410,200
第2条第1項第57号の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラー	503,300	410,200
第2条第1項第57号の2の無線設備	地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラー(CATV網等接続型)	503,300	410,200
第2条第1項第58号の無線設備	簡易型船舶自動識別装置	503,300	410,200
第2条第1項第59号の無線設備	国際VHF(固定型)	503,300	410,200
第2条第1項第60号の無線設備	国際VHF(携帯型)	503,300	410,200
第2条第1項第61号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	503,300	410,200
第2条第1項第62号の無線設備	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	503,300	410,200

注 事務所以外の場所による審査では、別途実費経費が必要となります。

(3) 型式、名称又は製造者名等の変更を行った場合の手数料の額

型式、名称又は製造者名等の変更を行った場合の手数料の額は、前号ア(ア)及びイ(ア)の額にかかわらず30,000円とする。

(4) 確認方法書の変更等に係る申込みの場合の手数料の額

確認方法書の変更等に係る申込みの場合による手数料の額は、次に定める額とする。ただし、前項(1)エの書類が提出された場合を除く。

ア すでに認証されたもののうち、証明規則別表第4号に定める事項に変更が生じた場合は、27,000円とする。

イ 新たに製造工場を追加する場合は、54,000円とする。

(5) 申込みが、法又は総務省令等の改正に伴うものであって、この表に掲げる額を適用することが適当でないと認められるときは、その額から更に減免することがある。

4 事務所以外の場所で証明等の業務を行った場合の経費の額

第8条の規定により、事務所以外の場所で証明等の業務を行った場合の経費は、協会の職員旅費規程に基づく、交通費、日当及び宿泊費並びに他の試験機関等を利用した場合は、その試験機関等の定めた額とする。

5 環境試験を実施する場合の手数料の額

特性試験において、環境試験を実施する場合には、次の額を手数料に加算する。

温湿度試験のみを実施する場合	70,000円
温湿度試験及び振動試験を実施する場合	120,000円

6 アンテナ一体型無線設備の特性試験を実施する場合の手数料の額

アンテナ一体型無線設備の特性試験を実施する場合は、100,000円を手数料に加算する。

別表第5号 証明等の取消通知書の様式（第21条第2項関係）

長

					平成 年 月 日
				殿	
				一般財団法人日本アマチュア無線振興協会	
				技術基準適合証明 工事設計認証	取消通知書
				平成 年 月 日付	技術基準適合証明番号第 号 工事設計認証番号第 号
				技術基準適合証明 工事設計認証	した下記1の無線設備 工事設計は、下記2の理由により、
				技術基準適合証明 工事設計認証	を取り消しましたので、通知します。
				記	
				1 無線設備等の内容	
				(1) 無線設備の種別	
				無線設備	
				(2) の型式又は名称	
				工事設計	
				(3) 製造者名	
				(4) 製造番号(注)	
				2 取消しの理由	

辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

(注) 技術基準適合証明を行った場合に限る。

別表第6号 証明を受けた特定無線設備等の変更等（第6条の2(2)、(4)関係）

1 軽微な変更に関する事項

軽微な変更に関する事項	条 件	添付を要する書類等
<p>1 送受信装置</p> <p>(1) 電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部品を含む。以下同じ。）の部品の変更等</p> <p>(2) 受信回路</p> <p>(3) 部品配置</p>	<p>電波の型式、周波数、空中線電力又は発振若しくは変調の方式に変更を来さない場合であって、同等の性能を有するものに限る。</p>	<p>工事設計書等の書類のうち、既に技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの</p> <p>副次的に発する電波等の限度に関する試験の結果を記載した書類</p> <p>同上</p>
<p>2 電源装置</p>	<p>同等以上の性能を有する物に限る。</p>	
<p>3 附属装置</p> <p>(1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送受信装置識別装置等</p>	<p>増設又は撤去を含む。</p>	

(2) 模写電送装置及び印刷電信装置等	増設又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合に限る。	外観図又は写真
(3) その他の附属装置		
4 筐体 機器本体の寸法及び形状		
5 型式、名称又は製造者名 (OEMを含む。)		

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

2 変更に関する事項

変更に関する事項	条 件	添付を要する書類等
1 送受信装置 (1) 技術基準適合証明及び工事設計認証を希望する電波の型式及び周波数 (2) 技術基準適合証明及び工事	空中線電力を低下さ	工事設計書等の書類のうち、既に技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの

<p>設計認証を希望する空中線電力</p> <p>(3) 回路（制御プログラムを含む。）</p>	<p>せる場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることができるものを除く。</p> <p>発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る</p>
<p>2 附属装置 模写電送装置及び印刷電信装置等</p>	<p>副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設に限る。</p>

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

3 確認方法書の変更に関する事項

確認方法書に関する事項を変更する場合は、新旧を対照して記載した書類等を提出すること。

技術基準適合証明申込書

平成 年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 殿

申込者 住 所(注 1)

(ふりがな)

氏 名(注 2)

印

長

下記のとおり技術基準適合証明を受けたいので、特定無線設備技術基準適合証明・工事設計認証業務規程第 6 条第 2 項の規定により別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	
申込設備の型名又は名称	
申込設備の製造者名	
申込設備の製造番号 (注 3)	
特定無線設備の数	
技術基準適合証明を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力	
備考 (注 4)	

辺

短

辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注2 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。

注3 申込設備を提出しない場合は、記載を要しない。

注4 申込設備を提出しない場合は、第6条第4項に規定する書類を添付する旨を記載すること。

工事設計認証申込書

平成 年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 殿

申込者 住 所(注1)
(ふりがな)
氏 名(注2)

印

下記のとおり工事設計認証を受けたいので、特定無線設備技術基準適合証明・工事設計認証業務規程第6条第3項の規定により別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	
申込設備の型名又は名称	
申込設備の製造者名	
工事設計認証を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力	
備考(注3)	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注2 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。

注3 一の特定無線設備を提出しない場合は、第6条第4項に規定する書類を添付する旨を記載すること。

変更等申込書

平成 年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 殿

申込者 住 所(注1)

(ふりがな)

氏 名(注2)

印

長

下記のとおり **技術基準適合証明** を受けたいので、特定無線設備技術基準
工事設計認証
適合証明・工事設計認証業務規程第6条第4項の規定により別紙の書類等
を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	
申込設備の型名又は名称	
申込設備の製造者名	
申込設備の製造番号(注3)	
特定無線設備の数(注4)	
技術基準適合証明番号 工事設計認証番号(注5)	
変更事項	
備考(注6)	

辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- 注2 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。
- 注3 技術基準適合証明の場合に限る。ただし、申込設備を提出しない場合は、記載を要しない。
- 注4 技術基準適合証明の申込みの場合に限る。
- 注5 既に受けた技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
- 注6 変更等において一の特定無線設備を提出しない場合は、第6条第5項に規定する書類を添付する旨を記載すること。

[様式第4号] 試験結果等を記載した書類（第6条第5項関係）

試験結果等証明書

平成 年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 殿

申込者 住 所(注1)
(ふりがな)
氏 名(注2)

印

下記のとおり申込設備に係る特性試験を行ったので、その結果を提出します。

記

申込設備の型式又は名称	
申込設備の製造番号（注3）	
特性試験を行った者の氏名	
電波法別表第一の該当の別（注4）	
使用した測定器等（注5）	
特性試験の試験方法（注6）	
試験結果（注7）	

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注1 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注2 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。

注3 技術基準適合証明の場合に限る。

注4 「電波法別表第一第○号該当」と記載すること。

注5 使用した測定器等ごとの型式又は名称、製造者名、製造番号、較正年月日及び校正機関名を記載すること。ただし、当該欄に全部を記載することができない場合は、別紙に記載することができるものとする。

注6 「総務省告示に定める特性試験方法」などと記載すること。

注7 証明規則別表第1号一(3)アの表に規定する試験項目ごとに数値等で記載すること。ただし、当該欄に全部を記載することができない場合は、別紙に記載することができるものとする。

[様式第5号] 技術基準適合証明証書の様式（第9条関係）

技術基準適合証明証書

平成 年 月 日

殿

下記のとおり特定無線設備の技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

記

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数帯及び空中線電力	
型式又は名称	
製造者名	
製造番号	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明をした日	

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会

短

辺

（日本工業規格A列4番）

[様式第6号] 工事設計認証書の様式 (第9条関係)

工事設計認証書

平成 年 月 日

殿

下記のとおり特定無線設備の工事設計についての認証を行ったものであることを証する。

記

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数帯及び空中線電力	
型式又は名称	
製造者名	
工事設計認証番号	
工事設計認証をした日	

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会

短 辺 (日本工業規格A列4番)